

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条の八まで（現行のとおり） （事業所区域の変更）</p> <p>第五条の八の二（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、事業所区域の変更があつたと認めるときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあつては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第三項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第五条の九（現行のとおり） （指定の取消し）</p> <p>第五条の十（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の規定に基づく届出を行つた後、再度当該各号に該当することとなつた指定地球温暖化対策事業者にあつては、当該各号の規定に基づく届出を行うことを要しない。</p> <p>3（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条の八まで（略） （事業所区域の変更）</p> <p>第五条の八の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、事業所区域の変更があつたと認めるときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあつては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第二項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>第五条の九（略） （指定の取消し）</p> <p>第五条の十（略）</p> <p>2（略）</p>

一 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）が第一項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

一 特定地球温暖化対策事業所が第一項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

三及び四 （現行のとおり）

（特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減）

第五条の十一 （現行のとおり）

一 当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定される量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、義務充當が行われたときは、その量

一 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充當が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充當が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規

一 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）が前項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

一 特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

三及び四 （略）

（特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減）

第五条の十一 （略）

一 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、義務充當を行ったときは、その量

一 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を取得し、当該振替可能削減量について義務充當を行ったときは、次に掲げる量のうち義務充當を行った量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規

規則で定める量を上限とする。)

アからカまで (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 義務充当が行われた振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

4 (現行のとおり)

第五条の十二 (現行のとおり)

(基準排出量の決定)

第五条の十三 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

4及び5 (現行のとおり)

第五条の十四 (現行のとおり)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所とし

規則で定める量を上限とする。)

アからカまで (略)

三 (略)

2 (略)

3 義務充当を行つた振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

4 (略)

第五条の十二 (略)

(基準排出量の決定)

第五条の十三 (略)

2 (略)

3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果(第一項第二号アの量を選択する場合は、第五条の十六第一項の規定による検証の結果を含む。)を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

4及び5 (略)

第五条の十四 (略)

(優良特定地球温暖化対策事業所に係る削減義務率)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所とし

て知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。

## 2 (現行のとおり)

### (基準適合の検証)

第五条の十六 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

## 第五条の十七 (現行のとおり)

### (事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 知事は、特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更し、削減義務量を当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更するものとする。

- 一 第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度(同号に該当する年度と同項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があつた年度(以下この条におい

て知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条第二項の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。

## 2 (略)

### (基準適合の検証)

第五条の十六 第五条の十三第一項第二号アの地球温暖化の対策の推進の程度は、同号アの知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

2) 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

## 第五条の十七 (略)

### (事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があつたと知事が認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

- 一 第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度

て「規模縮小年度」という。)の翌年度又は同項第三号に規定する期間の最後の年度(以下この条において「最後の年度」という。)の翌年度とが同一の年度となる場合にあつては、次号又は第三号に規定するところによる。)

一 第五条の十第一項第二号に該当するとき。次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(規模縮小年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあつては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 規模縮小年度の前年度

イ 規模縮小年度

ウ 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度

二 第五条の十第一項第三号に該当するとき。次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(最後の年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあつては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 最後の年度の前年度

イ 最後の年度

ウ 最後の年度の属する削減計画期間の終了年度

四 (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第五条の十第二項第二号又は第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所について、当該特定地

一 第五条の十第一項第二号に該当するとき。同号の規模の縮小があつた年度の前年度

二 第五条の十第一項第三号に該当するとき。同号の期間の最後の年度の前年度

四 (略)

球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者により前項第二号又は第三号の規定による選択がなされなかった場合は、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、同項第二号ア又は第三号アに定める年度に変更するものとする。

第五条の十九及び第五条の二十（現行のとおり）  
（管理口座の開設）

第五条の二十一 知事は、第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を行う際に、当該指定に係る事業所の指定管理口座を開設し、その旨及び当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。

2 知事は、第五条の九第二項の規定による届出があつた場合は、当該届出による変更の後の指定地球温暖化対策事業者に係る指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による一般管理口座の開設を受けなければならない。

4 一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができるものとする。

5 一般管理口座の開設を受けようとする者は、一般管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏

第五条の十九及び第五条の二十（略）

（管理口座の開設）

第五条の二十一 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による管理口座の開設を受けなければならない。

2 一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることができるものとする。

3 指定地球温暖化対策事業者及び一般管理口座の開設を受けようとする者は、管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあつ

名及び主たる事務所の所在地) その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

6| 知事は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、一般管理口座を開設しなければならない。

7| 知事は、前項の規定により一般管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該一般管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該一般管理口座の開設を受けた者に通知しなければならない。

8| 管理口座の開設を受けた者(以下「口座名義人」という。)は、その氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があつたときは、当該届出事項については、この限りでない。

第五条の二十一の二から第五条の二十三の二まで (現行のとおり)

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 (現行のとおり)

一 第五条の二十一第五項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者を除く。) 一口座につき一万三千四百円

一の二 第五条の二十一の二第二項の規定による一般管理口座の更

ては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

4| 知事は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

5| 知事は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該管理口座の開設を受けた者(以下「口座名義人」という。)に通知しなければならない。

6| 口座名義人は、その氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があつたときは、当該届出事項については、この限りでない。

第五条の二十一の二から第五条の二十三の二まで (略)

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 (略)

一 第五条の二十一第三項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者を除く。) 一口座につき一万三千四百円

新の申請をしようとする者 一口座につき一万二千四百円

一 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五条の二十四から第八条の五まで (現行のとおり)

(検証機関の登録)

第八条の六 (現行のとおり)

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。ただし、知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた者の更新の登録の有効期間は、五年とする。

3から5まで (現行のとおり)

第八条の九から第二十三条の五まで (現行のとおり)

(マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

第二十三条の六 (現行のとおり)

2 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3から5まで (現行のとおり)

第二十四条から第百六十条まで (現行のとおり)

第百六十条の二 第五条の二十一第五項の規定による申請に関し虚偽の申請をし、又は同条第八項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした指定地球温暖化対策事業者は、二十万円以下の罰金

二 (略)

2 (略)

第五条の二十四から第八条の五まで (略)

(検証機関の登録)

第八条の六 (略)

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3から5まで (略)

第八条の九から第二十三条の五まで (略)

(マンション環境性能表示及び省エネルギー性能評価書の変更)

第二十三条の六 (略)

2 特定マンション建築主は、第二十一条第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3から5まで (略)

第二十四条から第百六十条まで (略)

第百六十条の二 第五条の二十一第三項の規定による申請若しくは同条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の申請若しくは届出をした口座名義人(指定地球温暖化対策事業者に限る。)は、二十万円



に処する。

第六十一条から第六十五条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）

以下の罰金に処する。

第六十一条から第六十五条まで（略）

別表第一から別表第十三まで（略）